

北魏の内朝

川本, 芳昭
九州大学大学院文学研究科

<https://doi.org/10.15017/24521>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 6, pp.51-76, 1977-10-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

北魏の内朝

川 本 芳 昭

目次

序

- 一 高祖の改革より前の内朝
- 二 高祖の内朝改革

結び

序

北魏の高祖孝文帝による制度改革の歴史的意義は、それ以前の諸制度を北族中国化の過程において整備統合したことと、それが隋唐諸制度の直接的源流となったということとに求められている。大筋としてそこに問題はないけれども、一歩立ち入って考えると未解決の問題点は数多い。特に高祖の改革より前の北魏についての究明が不十分なため、高祖の改革を当時の具体的政治情況の中で動態的にとらえるということとは進んでいない。本論文はその解明の第一歩として、特に改革より前に重点をおいて中央官制のうちの「内朝」を取り上げ、

北魏の内朝

そこに高祖の改革より前と改革より後とでどのような相違点と関連性があるのかを明らかにしようとするものである。それは結局改革における官制面での中国化の実態を解明するということになる。

一 高祖の改革より前の内朝

本節では高祖の親政時より前の内朝について考察する。まず内朝という語の定義であるが、内朝を後宮諸官（特に宦官、女后が称制して朝堂に出坐する場合はその侍官をも含む。その場合、侍官は宦官でなく士人であることもある。）として把握する見解も示されている。①しかし筆者はそれを当時の用法に従って侍官の総称と考えたい。いま筆者が内朝を広く侍官の総称とするという次第を述べて見よう。

魏書卷一百八の一、礼志一、天賜二年（西紀四〇五）四月の条に、初代太祖のときのことを伝えて、

復祀天于西郊。（中略）祭之日、帝御大駕、百官及賓國諸部大人畢從至郊所。帝立青門内近南壇西。内朝臣皆位於帝北。外朝臣及大人咸位於青門之外。后率六宮從黑門

北魏の内朝

入、列於青門内近北、並西面。(後略)

とあり、魏書卷三十五崔浩伝に、二代太宗の泰常元年(四一六)のときのことを伝えて、

司馬德宗將劉裕伐姚泓。舟師自淮泗入清。欲沂河西上、仮道於國。詔群臣議之。外朝公卿皆曰、(中略)。又議之内朝、咸同外計。太宗將從之。

とある。(以下特に断らない限り出典はすべて魏書である。)北魏時代の記事に内朝という語が見えるのは筆者の管見の及ぶ限り右の二例のみである。この内朝に後宮の官としての宦官等が含まれている可能性もあるが、後宮諸官は内朝でないことは確実である。この内朝はそれよりもっと広い意味で用いられているといえよう。ではこの場合の内朝とは一体どういう官を指しているのだろうか。いま「内」という概念実態を手がかりとしてこのことを見てみよう。元叉伝(卷十六)に、権臣元叉の失脚を伝えて、

乃以叉為驃騎大將軍儀同三司尚書令侍中領左右。叉雖去兵權(領軍將軍を解任されたこと)、然總任内外、殊不應有黜廢之理也。後叉出宿、遂解其侍中。且欲入宮、門者不納。尋除名為民。

とある。ここにいう「総任内外」とは元叉が侍中と尚書令に就官していることを念頭において述べられたものと考えられる。つまり侍官としての侍中は「内」として、尚書省長官と

しての尚書令は「外」としてとらえられているのである。侍官を「内」としてとらえる例は他にもかなりあって、たとえば高恭之伝(卷七十七)に、高恭之について、

除征南將軍金紫光祿大夫兼御史中尉。尋即真、仍兼黃門。道穆(恭之の字)外秉直繩、内參機密。

とあり、(ここに征南將軍と見えるが、高恭之は当時京師にいた。それだけにここに見える「外」は御史中尉を、「内」は給事黃門侍郎を指すと考えられる。)王叡伝(卷九十三)に、王叡について、

俄而為散騎常侍中吏部尚書、賜爵太原公。於是内參機密、外豫政事。

とある。これらはいずれも侍官が「内」としてとらえられていることを示している。また、楊椿伝(五十八)に、

北都時朝法嚴急。太和初、吾(≡楊椿)兄弟三人並居内職。兄在高祖左右。吾与津(弟の名)在文明太后左右。

于時口敕、責諸内官、十日仰密得一事。不列便大曠嫌。

とある。当時、楊椿の兄弟は三人とも中散に就いていた。この記事によるとその中散を内職、あるいは内官といっていると考えられる。中散は北魏独特の天子の近侍官であった②が、そうすると侍官を内官、内職と呼んだことがあったのが分かる。なお、侍官を侍官以外の諸官と区別していたことを示す記事もある。礼志(卷一百八の一)太和十九年(四九五)三

月癸亥の条に、

詔曰。知太和廟已成。神儀靈主宜時奉寧。(中略)百官奉遷、宜可省之。但令朝官四品已上、侍官五品已上及宗室奉迎。

とあるのはその例である。以上の考察により、先述の礼志天賜二年の条と崔浩伝とに見える内朝は侍官の総称であるとして大過なからう。ただし、北史卷十八元澄伝に、

神龜元年(五一八)、詔加女侍中貂蟬、同外侍中之飾。

澄上表諫曰、(後略)

とある。これに従えば内朝は後宮諸官の総称、侍中は外官となり、右に述べたところと異なることになる。しかしこれはいわば狭義の内朝である。(ここに見える外侍中の外は、当時の後宮にあった宦官の就く中侍中の中、女官のつく女侍中の女等を念頭において用いられたものであろう。)北魏時代に用いられた内朝という語はさきに見たようないわば広義の内朝である。以下本論文ではこの広義の内朝を内朝とする。

次に高祖の改革より前の内朝を構成するものとしてどのような官が存在し、かつそれらがどのような職掌をもっていたのかという点について見てみよう。北魏の官職には一見中国的名称であるけれども北魏より前の中国諸王朝には見受けられない名称をもつものが多数存在する。内行尚書、内行長、内行令、内行羽真、内行阿干、内行給事、内行内小、内侍長、

北魏の内朝

内侍左右、内博士、内給事、内秘書令、内主書、中散、三郎、内三郎、内將軍、内大將軍、内幢將、内都幢將、内細射といったものがそれである。③筆者はこれらの官の多くは北族の政治慣習にそい北魏になって創設されたもの、あるいは建國以前から北族の社会に存在していたものを中国的名称で呼んだものと考ええる。以下その理由を述べる。元可悉陵伝(卷十五)に、元可悉陵について、

年十七、從世祖獵、遇一猛虎。陵(可悉陵)遂空手搏之以獻。世祖曰、汝才力絶人、當爲国立事、勿如此也。

即拜内行阿干。

とあり、内行阿干という官の存在を伝えている。阿干については吐谷渾伝(卷一百一)に、

吐谷渾、本遼東鮮卑徒河涉婦子也。(中略)徒河以兄爲阿干也。

とある。ここに見える徒河とは昌黎郡徒河県のことであるが、鮮卑慕容部がここに集居したことによって六朝時代にあつては徒河=慕容鮮卑という意味を合わせてもっている。右は阿干が鮮卑語の兄という意味の単語を音訳したものであるのを察せしめる。さて、内行阿干という官は北魏より前の中国諸王朝では見受けられないが、このことと右の阿干という語が鮮卑語の音訳であると考えられることを合わせ見た際、それが北魏独特の北族の色彩の濃い官であることが分かる。また、

北魏の内朝

伊跋伝（卷四十四）に、伊跋について、

代人也。（中略）神廳初、擢為侍郎、軫三郎。

とあり、三郎という官の存在を伝えている。その三郎について、南齊書卷五十七魏虜伝に、南齊高宗建武二年（北魏太和十九年）春の高祖の南伐の様子を伝えて、

宏（高祖）自率衆至壽陽。軍中有黑氈行殿。容二十人坐。輦刃皆三郎曷刺真。槩多白真眊。鉄騎為群、前後相接。

とある。ここに三郎曷刺真という語が見えるが、曷刺真については同じ魏虜伝に、

國中呼内左右為直真。外左右為烏矮真。曹局文書吏為比德真。檐衣人為樸大真。帶仗人為胡洛真。通事人為乞万真。守門人為可薄真。偽台乘馭賤人為拂竹真。諸州乘馭人為咸真。殺人者為契害真。為主出受辭人為折潰真。貴人作食人為附真。三公貴人、通謂之羊真。

とあることにより、鮮卑語であると推断される。三郎曷刺真という語が三郎と曷刺真という二つの官名なのか、それともそれで一つの官名なのか俄には断じ難いが、いずれにせよ、三郎が北魏より前の中国諸王朝には見受けられないものであること、右に見たことを合わせ考えられた際、三郎が北魏独特の北族の色彩の濃い官であることが推測される。また、奚智墓誌（漢魏南北朝墓誌集釈、図版二〇七所収）に内行羽真

という官名が見える。右の南齊書魏虜伝の記事と合わせ考えた際、これもまた北魏独特の北族の色彩の濃い官であると考えられる。また、官氏志（一百一十三）建国二年（三三九）の条に、

初置左右近侍之職。無常員。或至百數。侍直禁中、伝宣詔命。皆取諸部大人及豪族良家子弟儀貌端嚴、機弁才幹者必選。又置内侍長四人。主顧問。拾遺應對。若今之侍中散騎常侍也。

とあり、内侍長という官の存在を伝えているが、この官も北魏独特の北族の色彩の濃い官であると考えられる。③

以上四つの官（内行阿干、三郎、内行羽真、内侍長）についてそれらがいずれも北族起源の官であることを述べてきたが、内行という語を冠した内行阿干、内行羽真が北族起源の官であることを推して考えると、先にあげた内行尚書、内行長等の内行という語の冠せられた諸官もまた北族起源の官であるとされよう。また、三郎や内侍長が北族起源の官であると考えられることから、内三郎や内侍左右もまた北族起源の官とされよう。さらに、内三郎が北族起源の官であると考えられることから北魏の官職名に数多く見受けられる、内という語を冠した諸官もまた北族起源の官ではないかと推測されるのである。

いままで見てきた諸官の多くは内官であると考えられる。

以下この点について、これらの官を便宜上「内侍―」という官、「内―」という官、「内行―」という官、その他の官の四種に分けてみよう。

まず「内侍―」という形の官についてであるが、それには内侍長と内侍左右の二官が含まれる。これらの二官が侍官すなわち内官であることはその名称から推して説明を要しまい。

次に「内―」という形の官についてであるが、それには内給事、内將軍、内博士、内主書、内大將軍、内幢將、内都幢將、内細射、内秘書令、内三郎等が含まれる。そのうち内秘書令が内官であるのはすでに鄭欽仁氏が説いておられる。④内三郎が内官であるのは後述する。内給事については楊椿伝（巻五十八）に、楊椿について、

初拜中散、典御廐曹。以端慎小心、專司医薬。遷内給事、与兄播並侍禁闈。

とある。内將軍については元幹伝（巻十五）に、元幹について、

太宗即位。拜内將軍都將、入備禁中。

とある。以上の二つの記事から、内給事、内將軍は内官であると考えられる。このことは、同じく内という語を冠せられた「内―」という形の諸官（内大將軍、内博士等）もまた内官であることを推測せしめる。

次に「内行―」という形の官についてであるが、それには

北魏の内朝

内行尚書、内行長、内行令、内行羽真、内行阿干、内行内小、内行給事等が含まれる。これらの諸官が内官であることを明確に示す史料はない。しかしたとえば宿石伝（巻三十）に、宿石について、

遷内行令。從幸苑内遊獵。石於高宗前走馬。道峻殞絶。久之乃蘇。由是御馬得制。高宗嘉之。（中略）嘗從獵、高宗親欲射虎。石叩馬而諫。

とあり、薛虎子伝（巻四十四）に、薛虎子について、
年十三、入侍高宗。太安中、遷内行長、典奏諸曹事。当官正直、内外憚之。

とあるような記事とこれらの諸官の名称を合わせ考えた際、「内行―」という官が侍官すなわち内官であることが推測される。

最後に三郎について述べる。伊敏伝（巻四十四）に、伊敏について、

神廳初、擢為侍郎。軫三郎、賜爵汾陽子、加振威將軍。

世祖之將討涼州也、議者咸諫。唯司徒崔浩勸世祖決行。

群臣出後、駭言於世祖曰、（中略）。世祖善之。

とある。涼州によつた沮渠氏討伐の是非を審議するこの會議は大將軍、司徒、尚書令僕等の公卿を交えて行われたわけであるが、右の記事はその公卿の退廷後になお三郎たる伊敏が世祖に直接建言していることを示している。また先述した如

北魏の内朝

く南齊書卷五十七魏虜伝に、高祖の南伐を伝えて「鞏辺皆三郎曷刺真」とあり、鞏辺に三郎が侍していたことを伝えていゝる。これらは三郎が侍官すなわち内官であることを推測せしめる。官氏志(卷一百一十三)登国元年(三八六)の条には、

是年置都統長。又置幢將及外朝大人官。其都統長、領殿内之兵、直王宮。幢將、員六人。主三郎衛士直宿禁中者。自侍中已下中散已上皆統之。

とあり、三郎が禁中に直宿していることを伝えていゝる。(直宿しているのは三郎のすべてではなくその一部かもしれない。)(このことは右の三郎を内官とする理解をささえよう。また、三郎が内官と考えられることから内三郎も内官と考えられる。

⑤

次にこのような北族起源の内官がどのような職掌をもっていたのかという点を取り上げてみよう。当時の北族起源の内官には武官系統のそれと文官系統のそれとがあるが、武官系統の内官(三郎、内幢將等)の職掌は簡単にいえば、禁中の警備にあつた。しかしこの時期の武官系統の内官についてはその構成、職掌分担、外軍との関係等種々の点において未だ不明な点が多く、その充分な説明は後日を俟たねばならない。

文官系統の内官(内行長、内侍長、内侍左右、中散等)の職掌としては第一に、詔命の出入があげられる。それを示して、長孫道生伝(卷二十五)に、長孫道生について、

忠厚廉謹。太祖愛其慎重、使掌幾密。与賀毗等四人内侍左右、出入詔命。

とあり、李敷伝(卷三十六)に、李敷について、

又為中散、与李訢・盧遐・度世等並以聡敏内參機密、出入詔命。

とある。

第二に、天子の左右にあつてその日常の中間に答えることがあげられる。先述の如く官氏志(卷一百一十三)建國二年の条に「置内侍長四人。主顧問。拾遺應對。若今之侍中散騎常侍也。」とあるが、これは内侍長がそのような職掌を持っていたことを示している。また、先述の如く楊椿伝(卷五十八)に、「北都時朝法嚴急。太和初、吾(||楊椿)兄弟三人並居内職。(内職とは中散を指す。)兄在高祖左右。吾与津(弟の名)在文明太后左右。于時口敕、責諸内官、十日仰密得一事。不列便大曠嫌。」とあるが、これも中散が顧問應對の職掌をもっていたとされよう。

第三に、尚書等の列曹や州鎮を巡察していたことがあげられる。長孫頭伝(卷二十六)に、長孫頭について、

高宗時為中散。遷内行長、典龍牧曹。

とある。ここに見える龍牧曹とは都牧尚書に属する一曹と考えられる。⑥つまり右は北族起源の内官である内行長がその下部組織ではない龍牧曹を「典」しているのを示しているの

である。ではこの「典」とは具体的にどのようなことを意味するのであろうか。いまこの点について見てみよう。右に類似した記事は他にもかなりあるのであって、たとえば先述した如く薛虎子伝（巻四十四）に、薛虎子について、「年十三、入侍高宗。太安中、遷内行長、典奏諸曹事。当官正直、内外憚之。」とあり、羅伊利伝（巻四十四）に、羅伊利について、

除内行長。以沉密小心、恭勤不怠、領御食・羽獵諸曹事。とあり（右に見える御食曹が如何なる官衙に属していたかは不明である。羽獵曹とは尚書に属する一曹と考えられる。⑥）、呂受恩伝（巻四十二）に、呂受恩について、
為侍御中散、典宜官曹。

とあり（右に見える侍御中散とは諸中散官の中の一官職名。

②宜官曹とは尚書に属する一曹と考えられる。⑥）、苟頰伝（巻四十四）に、苟頰について、

遷奏事中散、典涼州作曹。遷内行令。

とある。（右に見える奏事中散とは諸中散官の中の一官職名。

②涼州作曹とは西部尚書に属する一曹と考えられる。⑥）以上の記事から当時北族起源の内官が諸曹を「典」（或は「領」）するといふ場合、それはその諸曹の査察を意味するのではないかと推測される。また、右のような内容の記事は内官である給事中や給事等の官のことを述べた記事にあっても多

北魏の内朝

く見受けられる。⑦ところで、当時地方官をも含めた百官の非違糾察は御史によってではなく、内官である中散や内侍長、或は内朝に付属したと考えられる候官によって行われていた。この点は先に発表した小論において論じた。こうしたことを合わせ考えると、当時の北魏にあっては内官による尚書等の諸曹や州鎮の監察が広範に行われていたと推断されるのである。

さて、南斉書巻四十七王融伝に、北魏の太和の初めに北魏から南斉に遣わされた使者が南斉朝に漢籍を求めたが、南斉朝でそれを許すか否かを論議した模様を伝えて、

虜使遣求書。朝議欲不与。融上疏曰。（中略）又虜前後奉使、不專漢人。必介以匈奴、備諸覬獲。且設官分職、

弥見其情。抑退旧苗、扶任種戚。（後略）

とある。この記事は南朝への遣使の際に漢人の目付として匈奴すなわち北族⑧をも同時に派遣していたこと、さらには北族に漢人官僚を監察させる方針が北魏の官制の中に貫かれていたことを伝えている。ところで改革より前の内朝には北族が多数就官していた。（この点に関してはさきに発表した小論③と本論文注⑤を参照されたい。）このことを念頭におくと右は当時の北魏にあっては内官による一般行政機構に対する監察体制が存在した、とするさきの理解をささげるところがあろう。

北魏の内朝

さて、当時の内朝には以上考察してきたような北族起源の内官とは異なる内官もまた存在した。以下その中でも特に主要なものすなわち中書省の諸官や門下省の諸官を取り上げ、それらと北族起源の内官を足場にして当時の内朝にあって勢力をはっていた北族との関係について見ていくことにする。

まず中書省の諸官との関係についてであるが、高祖の改革より前の時期の記事には中書省の諸官が内官であることをはっきりと示したものは無い。しかし当時の中書省の諸官が詔草を掌っていたこと、西晋時代において中書の官が、通典卷二十一、職官三、中書令の項に、

以其地在枢近、多承寵任。是以人固其位、謂之鳳凰池焉。とある如く、筆者のいう内官であったと考えられ、かつその西晋の官制を数多く模倣した当時の北魏にあって中書のことを鳳池（卷四十八高允伝）と呼び、中書に対して西晋時代と同様の理解を示したこと、さらには北齊書卷三十九崔季舒伝に、東魏の史料ではあるが、崔季舒が中書侍郎に就官したことを伝えて、

文襄輔政。軫大將軍中兵參軍、甚見親寵。以魏帝左右、須置腹心、擢拜中書侍郎。

とあり、中書侍郎を左右としてゐること等から高祖の内朝改革より前にあっても中書省の諸官＝内官であったと考えて大過あるまい。

次にこのような内官としての中書省の諸官と北族諸内官との関係について見てみよう。伊敏伝（卷四十四）に、世祖と北族出身の伊敏との会話を伝えて、

敏性忠謹。世祖愛之。親待日殊、賞賜優厚。真君初、世祖欲拜敏為尚書、封郡公。敏辭曰。尚書務殷。公爵至重。非臣年少愚近所宜荷任。請收過恩。世祖問其欲。敏曰。中秘二省多諸文士。若恩矜不已、請參其次。世祖賢之、遂拜為中護將軍秘書監。

とある。ここに中秘二省とあるのは中書省と秘書省のことを指す。問題となるのは文士が何を指すのかという点である。さて、隋書卷三十二、經籍志一に、國語、鮮卑語、國語物名、國語真歌、國語雜物名、國語雜文、鮮卑号令、雜号令等の書目をのせ、その後段に、

後魏初定中原、軍容号令、皆以夷語。後染華俗、多不能通。故録其本言、相伝教習。謂之國語。

とあり、同じ經籍志の孝経関係の書目を記した個所には國語孝経なる書名が見え、その後段に、

魏氏遷洛。未達華語。孝文帝命侯伏侯可悉陵、以夷言訳孝経之旨、教于國人。謂之國語。

とある。また、元羽伝（卷二十一上）には、高祖の言葉を伝えて、

高祖引陸叡・元賛等於前曰。北人每言北人何用知書。朕聞此、深用憮然。(後略)

とあって、遷洛時においても北人すなわち北族が書を知らないと記している。以上見たところから北魏の華北攻略開始時から遷洛までの北族の言語面における漢化の軌跡を概述すると次のようになる。北族は華北攻略の過程で専ら自らの言語を使用していたが、その後(おそらく世祖による華北統一後)ようやく漢文化の影響によって漢語を修得するようになる。しかし遷洛の時点においてもまだ漢籍を読みこなすような段階には進んでおらず、遷洛に伴い旧都平城から洛陽に遷居した直後における多くの北族は一応漢語を話せるが文章は理解できない文盲に近い状態にあった。

さて、伊弉伝によれば伊弉が世祖から尚書に任せられようとしたのは真君の初めのことである。真君とは高祖の遷洛より約五十年前、北魏の華北統一がほぼ完成した頃の年号である。このことを右に述べたことと合わせ考えた際、伊弉伝に見える文士の実体が漢人士大夫層であることが明らかになる。事実、当時中書省や秘書省の官に就いていたものは魏書等を検索して見ると、大部分漢人なのである。④このように見てくると、中書省と秘書省とは漢人士大夫が多かったとされよう。

しかし、右の考察に伴って、新たに一つの問題点がでてく

北魏の内朝

る。それは当時の内官就官者の多くは北族であったということと相反するかなような現象が存在しているが、この点をどのように理解すべきかという点である。やや結論的にいえば、当時の中書省の諸官(漢人)と北族起源の内官に足場をもつ北族諸内官とは同じく内官ではあっても、そこには自ら両者を区別する一線があり、当時の内朝の実権はあくまで北族によって握られていたと考えられるのである。以下この点を論証しよう。

北魏は漢地への攻略を開始しかけたころから多数の漢人を採用しはじめている。たとえば太祖紀(卷二)皇始元年(三九六)九月の条に、

初建台省、置百官。封公侯將軍刺史太守。尚書郎已下悉用文人。

とあるのはそのことを示している(ここに見える文人は漢人を指す。)右のような漢人登用策を採用した理由の一つとして、北魏の本格的な漢地経営開始に伴い行政事務等が増大してきたが、それだけに漢人のもつ事務処理能力を必要としたことがあげられる。このような点を考えると、漢人を内官たる中書省の官として採用したということの裏にも北族の文事に関する限界の問題が絡んでいると想定すべきであろう。

さて、高允伝(卷四十八)に、四代高宗のときのこととして、高宗が二十年以上にわたって中書侍郎であった漢人名族

北魏の内朝

出身の高允の忠勤ぶりを称え、同時に群臣の腑甲斐無さを叱責したことを伝えて、

(前略) 高宗省而謂群臣曰。(中略) 至如高允、真忠臣矣。朕有是非、常正言面論、至朕所不樂聞者。皆侃侃言說、無所避就。朕聞其過、而天下不知其諫。汝等在左右、曾不聞一正言。但伺朕喜時、求官乞職。汝等把弓刀侍朕左右。徒立勞耳、皆至公王。此人把筆匡我國家、不過作郎。汝等不自愧乎。

とある。ここに「把弓刀侍朕左右」とあるのは内官として天子の左右にあることを指していると考えられる。当時それに該当するものは北族しかない。右は漢人名族渤海の高氏出身の高允であっても勞をつんで郎(中書侍郎)であるにすぎなかったのに対し、北族内官の場合努力することもなく公王に至ったことを示している。つまり当時中書侍郎高允と帝の左右にあって開かれた将来が約束されている侍臣(その大半は北族)とは何等かの基準によって区別されていたのである。また、高閭伝(卷五十四)に、高閭について、

和平末、遷中書侍郎。高宗崩。乙渾擅權。内外危懼。文明太后臨朝、誅渾、引閭與中書令高允入於禁内、參決大政。賜爵安樂子。

とあることから、少なくとも中書令や中書侍郎は通常禁中の外にいたのではないかと考えられる。この際合わせて注目す

べきは鄭欽仁氏が指摘された如く当時の中書令が給事中(この官は中国的名称をもってはいるが、当時の北魏にあっては北族的色彩の濃い官であった。⑦)を加えられることによつてはじめて禁中への出入が可能であったと考えられることである。⑧以上のことから推して当時の中書省の諸官(漢人)は北族諸内官の如く天子の左右に近侍する官とは考えられないのである。

いま右の点を当時の北魏官界における「言語の二重性(鮮卑語と漢語)」という観点からさらに検討してみよう。高允伝(卷四十八)に、崔浩の筆禍事件がおこったとき、崔浩に連謀していたことを疑われた中書侍郎高允が世祖の面前で死をもおそれぬ直言をなしたため直として赦罪されたことを記し、さらに続いて、

允竟得免。於是召浩前、使人詰浩。浩惶惑不能对。允事
事申明、皆有條理。時世祖怒甚。敕允為詔、自浩已下、
僮吏已上百二十八人皆夷五族。允持疑不為。頻詔催切。
允乞更一見、然後為詔。詔引前。允曰。浩之所坐、若更
有余讐、非臣敢知。直犯触、罪不至死。(後略)

とある。これによると高允は世祖から崔浩をも含め崔浩事件に関与、連坐した人物の処刑を内容とする詔書の作成を命ぜられていたが、そのような内容の詔書作成の命を高允は世祖から直接受けたのではない、とされよう。なぜならば、も

し彼がこのような詔書の作成を直接世祖から命ぜられたのであれば、その場で反対意見を述べたはずである。なお、詔書作成の命を高允に伝えたものは右の記事に「頻詔催切」とある「詔（口詔）」を伝えたものと同質の人物であろう。つまり詔書作成の過程で世祖（天子）と高允（中書侍郎）との間にあって天子の命（口詔）を伝達する官がいたと考えられるのであるが、その場合それは当時天子の詔命を出入する権をもち、その大部分が北族によって構成されていた北族起源の内官等の北族系内官であるとするのが妥当である。また、刑罰志（巻一百一十一）延興四年（四七四）の条に、

詔。自非大逆干紀者、皆止其身、罷門房之誅。自獄付中書覆案後、頗上下法。遂罷之。獄有大疑、乃平議焉。先是諸曹奏事、多有疑請。又口伝詔敕、或致矯擅。於是事無大小、皆令據律正名、不得疑奏。合則制可、失衷則彈詰之、盡從中墨詔。自是事成精詳、下莫敢相問。

とある。これは高祖即位以後四年目、高祖の父顯祖が太上皇帝として生存していた当時の記事であるが、これによれば延興四年まで口頭で詔勅が諸曹へ伝達されることがあった。それでは何故そのようなことが行われたのであろうか。一般的に考えるなら諸曹への上意伝達は右の刑罰志にも見える如く中墨詔（宮中から出される墨書の詔書⑩）のような文書（詔書）の形で行われるはずである。それにもかかわらずその上意

北魏の内朝

伝達を口頭で行う場合がかなり広範に存在したということは、そこに自らの文字をもたず漢文が読めない鮮卑語を話す北族が介在したからと考えざるを得ない。このような北魏朝廷における言語の問題は普遍的に存在していたと考えられ、それは官氏志（巻一百一十三）天興四年（四〇一）十二月の条に、復尚書三十六曹。曹置代人令史一人、訳令史一人、書令史二人。

とあり、南齊書卷五十七魏虜伝に、

佛狸（北魏世祖）置三公太宰尚書令僕射侍中、与太子共決国事。（中略）又有俟歎地何、比尚書。莫堤比刺史。郁若比二千石。受別官比諸侯。諸曹府有倉庫、悉置比官、皆使通虜漢語、以為伝駅。

とあること等から窺えよう。右のような状態が払拭されるのは高祖紀（巻七下）太和十九年（四九五）六月己亥の条に、詔。不得以北俗語言於朝廷。若有違者、免所居官。

とある詔が出されて以後のことである。なお、従来この記事は北族が自らの言語を放棄したことを示すものであるとされているようであるが、この中に「言於朝廷」とあるように、それは決して高祖が北族に対して全面的にその言語の放棄を命じたという意味をもつものではなく、高祖の命は朝廷内部における鮮卑語の使用を禁じたにとどまるのである。要するにそこには北魏国初から継続してきた官界における言語面で

北魏の内朝

の二重性を除去せんとする狙いがあったのである。

論が若干わき道にそれたが、以上の考察から当時の中書省の諸官（漢人）と北族諸内官とは同じく内官ではあっても自ら両者を区別する一線があり、かつ当時の内朝の実権はあくまで北族によって握られていたと推断されるのである。

次に門下省の諸官と北族諸内官との関係について述べる。

北魏時代の門下省の諸官（侍中、給事黃門侍郎）が筆者のいう内官と考えられることについてはすでに述べたので再述しない。

さて、改革より前の門下省のもつ特徴の一は、その就官者の大半が北族であるという点である。⑩

その二は、侍中等の官に比定する形で北族起源の内官がおかれていた点である。先述の如く官氏志（卷一百一十三）建國二年（三三九）の条に、「置内侍長四人。主顧問。拾遺扆对。若今之侍中散騎常侍也。」とあり、また、同志天賜三年（四〇六）正月の条に、

置内官。員二十人。比侍中常侍、迭直左右。

とあり、また、同志永興元年（四〇九）十一月の条に、

置驎官四十人。宿直殿省、比常侍侍郎。

とある（右に見える驎官も、紙数の都合で説明を省くが北族起源の内官と考えられる。）等の記事はそのことを示していると考えられる。

その三は、この時期の諸官のもつ職掌が先述した北族起源の内官のもつ職掌と類似したものであったと考えられる点である。改革より前の門下省の諸官の職掌が北族起源の内官の職掌とどういう関係にあったかを明確に示す史料を筆者は未だ検索し得ていない。しかし来大千伝（卷三十）に、来大千について、

世祖踐祚。与襄城公盧魯元等七人俱為常侍。持仗侍衛、晝夜不離左右。

とあり、王洛兒伝（卷三十四）に、王洛兒について、

太宗即位。拜散騎常侍。詔曰。（中略）散騎常侍王洛兒。車路頭等、服勤左右、十有四年。

とある如く、北族と考えられる来大千、盧魯元、王洛兒、車路頭等⑪が常侍（この官は門下系統の官）として天子の左右に近侍しているのである。そうであるならば彼らは当然天子の左右にあって日常の下問に答えたであろう。また、元屈伝（卷十四）に、元屈について、

太宗時居門下、出納詔命。

とあり、乞伏保伝（卷八十六）に、

父居、頭祖時為散騎常侍領牧曹尚書、賜爵寧國侯。以忠勤慎密、常在左右、出内詔命。

とある如く、元屈、乞伏居という北族出身の門下系統の官が詔命の出入を行なっている。

先述した如く、北族起源の内官のもつ主要な職掌として(一)詔命の出入、(二)天子の左右にあつてその日常の下問に答えること、(三)諸曹の査察と百官の監察、があつた。これをいま見たことと比較すると改革より前にあつては門下省の諸官の職掌と北族起源の内官のもつ職掌とが類似したものであつたと推測されるのである。

その四は、その一と関連するが、北魏の初めから門下省の改組が行われた太和十五年までの間における侍中就官者の大半が北族起源の内官に就いた経験をもつものであるという点である。(ただし、宗室、外戚、宦官で侍中になつたものは除く。)

以上のことから当時の門下省は北族中心に運営されていたといえよう。つまり北族諸内官と門下省の諸官との間には中書省の諸官(漢人)との間に存在したような区別がなかつたといえるのである。

二 高祖の内朝改革

第一節で見たように高祖の内朝改革より前にあつては、若干の例外もあるが、ほぼ門下省の諸官と北族起源の内官とに北族が就き、中書省の諸官には漢人士大夫が就いていたといえる。ところで、高祖は太和十四年九月にそれまで称制の形で政治を握っていた文明太后馮氏が死亡してから、その死亡

北魏の内朝

する太和二十三年四月までの十年近くの間自ら政治を行い、数多くの改革を断行している。(以下論述の繁雑さを避けるため、右の高祖の親政時の官制面における諸改革を改革という。)改革は門下省の場合、それを、機構、人的構成、職掌等の面で改変し、同時に中書省等にあつて改革のブレインとして活躍していた漢人士大夫を門下省の要官となす形で現われた。北族で依然として門下省にとどまるものもいたが、高祖の委任はむしろ漢人の方にあつた。また、北族起源の内官の場合、それは一応すべて廃止される。本節は右の諸点を論証し、以て改革の歴史的意義を追求する。

まず改革の時期であるが、高祖の内朝改革の大きな山は高祖親政前期すなわち遷洛までの時期にある。具体的には太和十五年十一月乙亥の官品制定にはじまり、太和十六年四月丁亥の新律令班布を経て、太和十七年六月乙巳の職員令施行に至る時期にあたる。(遷洛は太和十七年八月にはじまる。)

次に、この時期に中書省の諸官(或はそれに就官したことのあるもの)が多数門下省へ遷っているが、それが門下省の改組と関係すると考えられる点を取り上げる。官氏志(卷一百一十三)太和十五年十二月の条に、

置侍中黄門各四人。又置散騎常侍侍郎。員各四人。通直散騎常侍侍郎員外散騎常侍侍郎各六人。(中略)又置侍官一百二十人、改立諸局、監羽林虎賁。

北魏の内朝

とあり、太和十五年十二月に門下省の改組が行われている。一方、そのころ中書省等の官について高祖から信任されていた漢人士大夫がこの門下省の改革を契機として門下系統の官に多数遷っている。いまそれを具体的に見てみよう。李冲伝（卷五十三）に、中書令であった李冲について、

及改置百司、開建五等（五等爵の開建は太和十六年一月乙丑のこと）、以冲参定典式、封荣陽郡開國侯、食邑八百戸。拜廷尉卿。尋遷侍中吏部尚書咸陽王師。東宮既立（太和十七年七月癸丑）、拜太子少傅。

とあり、李冲が、門下省の改組が行われた太和十五年十二月から後の遅からぬ時期で遷洛より前に延尉卿を経て侍中に遷っている。また、劉芳伝（卷五十五）に、遷洛ごろの劉芳について、

後与崔光・宋弁・邢産等俱為中書侍郎。俄而詔芳与産入授皇太子経、遷太子庶子兼員外散騎常侍。（中略）俄兼通直常侍。從駕南巡、撰述行事。尋而除正。王肅來奔也、高祖雅相器重。

とある。高祖が南巡に出発したのは太和十七年の八月己丑のことであり、王肅が來奔したのも同年のことである。かくて中書侍郎となったことのある劉芳が太和十五年十二月から遅からぬ遷洛時に通直散騎常侍に就官しているのが分かる。また、宋弁伝（卷六十三）に、遷洛ごろの宋弁について、

遷中書侍郎、兼員外常侍。使於蕭頤（太和十六年七月甲戌のこと）。（中略）転散騎侍郎。時散騎位在中書之右

（遷洛より前の状態）。（中略）黃門郎崔光薦弁自代。高祖不許。然亦賞光知人。未幾以弁兼黃門。尋即正。

とあり、郭祚伝（卷六十四）に、遷洛より少し前の郭祚について、

転中書侍郎。遷尚書左丞、長兼給事黃門侍郎。祚清勤在公、夙夜匪懈。高祖甚知賞之。從高祖南征。及還正黃門。

とあり、邢巒伝（卷六十五）に、遷洛ごろの邢巒について、
転中書侍郎。甚見顧遇、常參座席。（中略）後兼黃門郎。

（中略）尋除正黃門。とあり、崔光伝（卷六十七）に、遷洛より少し前の崔光について、

遷中書侍郎給事黃門侍郎。甚為高祖所知侍。

とある。右の李冲、劉芳、宋弁、郭祚、邢巒、崔光といった人々は、いずれも高祖の親政時における改革遂行のブレインといふべき人物である。つまり高祖の親政時には高祖から信任されていた中書省の官（漢人士大夫）が門下系統の官に遷るといふことが見られるわけであるが、高祖の親政時より前の時期にあっては中書省の官から門下省の官に遷るといふことはほとんどなかった。なかでも中書侍郎であったものが給事黃門侍郎になるという例は、筆者の管見の及ぶ限り、高祖の

親政より前の北魏の歴史（約百年間）を通じて僅に一例しか見出せない（巻三十李順伝）のに対し、親政以後では急増しており、遷官の一つのパターンとして定着していることが窺われる。以上は高祖の改革によって従来北族中心に運営されていた門下省に漢人士大夫が進出し、内朝の構成に変化が起ったことを推測せしめる。

次に第一節で見た北族起源の諸内官がこの親政時を通じてすべて消滅したと考えられる点について取り上げる。このことは官氏志に太和申制定と見える官品表（おそらくは遷洛直前に制定）に第一節で見た北族起源の内官のうち、中散庶長（従四品上）、侍御中散（五品上）、中散（五品中）等の中散諸官しか載せられていないことから察せられる。つまりこの官品表が制定された時点で内行長、内侍長等の中散以外の大部分の北族起源の内官は廃官になったと考えられるのである。ただし、この考え方に對しては二つの反論が予想される。その一は、官品表自体に記載漏れの可能性が大きいのではないかとするものである。実際この官品表には不備な点が多く、侍中の官品さえ記載されていない。しかし北族起源の内官にだけ集中的にそのような記載漏れがおこっているとは考えられない。（もしそうであるならば中散の記載もないはずである。また、北族起源の諸内官の存在を伝える記事は改革より後一例も検索されない。）従ってこの反論はあたらぬ。その

北魏の内朝

二は、北族起源の内官の廃止は確かに行われたであろうが、それはなにも高祖の親政前期に集中的に行われたのではなく、太祖以後高祖までの諸帝の間に徐々に行われたのではないかとするものである。しかし内侍長（巻三十二高瞻兒伝、巻九十三王叡伝）、内行内小（漢魏南北朝墓誌集釈、図版二六八、丘哲墓誌）、内秘書令（巻五十三李冲伝）等が高祖の初期（親政より前）まで存在していたことは史料の上から確実であり、また、高祖の治政中北族起源の内官を多数廃止するような改革があったのは中国化を志向する高祖の親政時のこととしか考えられない。こうしたことを考えるとこの反論も斥けらるべきである。⑬かくて、高祖の親政の前期、遷洛直前の改革において北族起源の内官の大部分が集中的に廃されたと考えて大過ない。そしてこのこともまた、従来からの内朝の構成に大きな影響を与えたと考えられる。なお、中散のような遷洛より前の改革を通じても廃止されることなく残った北族起源の内官も遅くとも高祖の子の世宗の即位時には廃止されたと考えられる。それは高祖の太和二十三年に完成し、世宗によって施行された職令に載せられている官品表に中散の記載を見ず、列伝等の史料にもそれを見出せないからである。（ただし、北族起源の内官のうち武官系統の若干は改革後も残っていた可能性がある。この点については今後さらに検討しなければならないが、それははすでにその歴史的役割を終

えていたと考えられる。）

このように見てくると、高祖が従来の北族起源の内官を廃止し、同時に中書省にあった人材（漢人士大夫）を新たに改組した門下省の官に任用することによって自らの近侍官となしたのが理解されよう。しかしそれは同時に北族の反撥を生むものである。陸凱伝（巻四十）には、

初高祖將議革變旧風。大臣並有難色。又每引劉芳・郭祚等密与規諫、共論時政。而国戚謂遂疏己、怏怏有不平之色。乃令凱私諭之曰、至尊但欲広知前事、直当問其古式耳、終無親彼而相疏也。国戚旧人意乃稍解。

とあって、すでに改革の議論の段階において改革に対し、北族が強い反撥を示したことを伝えている。こうした北族の不満は太和二十年十二月に反乱の形をとって、皇太子、北族名門の大部分をまきこみ爆発する。⑭南齊書巻五十七魏虜伝にはその一端を伝えて、

偽征北將軍恒州刺史鉅鹿公伏鹿孤賀鹿渾（||陸叡）守柔乾。宏（||高祖）從叔平陽王安壽（||陽平王元頤）戍懷柵、在柔乾西北。渾非宏任用中国人、与偽定州刺史馮翊公目隣（||穆泰）、安樂公托跋阿幹兒（||元隆）謀立安壽、分據河北。期久不遂。安壽懼告宏。殺渾等數百人。任安壽如故。

と記している。それでは何故北族の反撥を受けるべき改革を

高祖は断行したのであろうか。これに対する充分な解答を出すことは難しいが、筆者はそこに二つのことを考えたい。

その一は、華北統一に伴い、広大化した国土を統治してゆ�ために行政事務能力をもつ漢人の必要性が増大し、それが官界における漢人の進出の増大を生ぜしめていたという当時の情況の中で、中書系統官以外の内官への漢人進出が右と同じ理由から顕著となりつつあったため、内朝が北族の中樞機関であり、それを足場にして漢地を支配するという北魏国初からの統治の原則が空洞化しつつあったということである。勿論漢人のこれら内官への進出は既に国初から見られるものである。しかしその多くは王叡伝（巻九十三）に、王叡について、

叡少伝父業（叡の父は天文卜筮のことに明らかった）、而姿貌偉麗。恭宗之在東宮、見而奇之。興安初、擢為太卜中散。稍遷為令、領太史。

とある如く、天文卜筮を解するというような彼らのもつ特殊技術によって殊遇を得、内官となったものであり、漢人士大夫がそのような特殊技術をもつことなく中散の如き北族的色彩の濃い内官となり天子の側近に侍することは、漢人外戚などを別にすれば極めて困難な状態にあった。ただし、そのような困難をのりこえて内朝へ進出する漢人士大夫も若干あることはあった。そのもっとも代表的な人物は世祖の時代に侍

中や司徒にまでなった崔浩である。しかし彼とても当時の内朝にあった北族の強い排斥に打勝つことはできず、それが遠因となって結局誅殺されてしまう。当時、崔浩がおかれていた状態はそのまま当時の漢人士大夫がおかれていた状態でもあった。しかし華北統一を完成し、ようやく守成の時期にはいり文治政策の採用が不可欠となりつつあった顕祖、高祖のころになると情勢は次第に変化し、漢人士大夫の内官への就官は増大の一途をたどるようになる。この点では中散への漢人士大夫の進出増加を見れば一目瞭然である。②つまり高祖の改革時には内朝が北族の中枢機関であり、それを足場にして漢地を支配するという原則が具文に帰しつつあったと考えられるのである。

その二は、中散や給事中の職掌の分化に見られるように内朝自体がその構造面でも構成員数の面でも複雑多局化の一途をたどり（この多局化の原因もその一で見た国土の広大化に求められる。）、その行う査察が微細な点にまで及んでいったため、査察を受ける側の諸曹や州鎮等が行う諸政策の遂行

に重大な支障をきたしていたと考えられることである。いま右の点について検討して見よう。

まず中散の職掌分化についてであるが、この点に関しては鄭欽仁氏の論考を参照されたい。②

次に給事中の職掌の分化についてであるが、当時の給事中にはその職掌の違いにより、殿中給事中、駕部給事中、都牧給事中、主客給事中、南部給事中、選部給事中、北部給事中、庫部給事中等の別があった。（ここに見える殿中、駕部、都牧、主客、南部、選部、北部、庫部とはいずれも尚書列曹の名称である。⑥）いま筆者が検索し得た給事中就官者を列記すると左の如くなる。ただし、ここでは給事中の職掌分化をその官職名の変化から見えていこうとするのであるから列伝等の記載において単に給事中に就官したとのみあるもの、或は給事中として某曹を領したとだけあるもの等は収録せず、某曹給事中に就官したとあるもののみ収録した。（表中の人名は就官者名を、（ ）内は出典箇所を示す。）

		太祖	太宗	世祖	高宗	顯祖	高祖	改革以後
殿中給事中				長孫陳(25)	張白沢(30)		苻承祖(94)	就官例なし
駕部給事中				尉元(50)			張修虎(24)	同
								右

北魏の内朝

北魏の内朝

内行給事	奏事給事	選部給事	侍御給事	宿衛給事	主客給事	都牧給事	南部給事	監御曹給事	庫部給事	太医給事	北部給事
俟文成 (墓誌集釈 281の2)											
	丘乞直(墓誌集釈269) 顛祖?										呂受恩(42) 顛祖?
									楊暉 (58楊鈞伝) 高宗?	楊惠富 (33賈秀伝)	
		元於德 (墓誌集釈 58・59)	王質(94)	張鸞旗(94)	尉羽(50)	宇文福(44)	李罔(36)	丘提(30)			
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右

右から給事についても中散や給事中と同じ傾向の存在したことが推定される。

中散や給事中、給事等の内官の職掌が後代になるほど分化、複雑化していることから推して考えると、高祖の内朝改革が断行される時点の内朝が、その構造や構成員数の面で国初と比較した場合極めて複雑多局化していたといえる。また、それは同時に諸曹や州鎮が行う諸政策の遂行を困難にしていたと考えられる。次にこの点について考えて見よう。刑罰志（卷一百一十一）に、高祖のときのことを伝えて、

増置内外候官、伺察諸曹外部州鎮。至有微服雜亂於府寺間、以求百官疵失。

とあり、また、同志に太和三年のこととして、

下詔曰。治因政寬、弊由網密。今候職千数、姦巧弄威、重罪受昧不列、細過吹毛而舉。（後略）

とある。これらは候官（候職）が多数存在し、諸曹等の監察に任じていたが、それがかえって諸曹等の政策遂行を乱していたことを伝えている。候官は高祖の官制改革より前における糾察官であり、諸内官の一部と考えられる。この点についてはさきに小論で論じた。③とすれば候官の場合に見える右のような事態は候官と同じく諸曹や州鎮の査察、監察に任じていた北族起源の内官についてもあてはまるはずである。かくて、筆者は高祖が内朝改革を断行した理由の二として、内

朝の複雑多局化に伴う行政の遲滯現象の存在を推測するのである。

高祖が内朝改革を断行した理由を以上のように考えてくると、高祖が従来の中書省の機構を通じて改革を推進しよう（せず⑤、門下省を改組してそこに改革のブレイン（漢人士大夫）を集めた理由が自ら理解される。つまり高祖には改革にあたって採るべき道が一応二つ存在していたと考えられる。その一つは従来の北族的官制を整備強化し、新たな北族的官制秩序を打建てる道であり、他の一つは北族的官制をすて、中国の政治理念によって官制秩序を中国的なそれに一本化していく道である。しかし前者を達成することは北族の官僚としての支配能力が漢民族に比して非常に低いため現実には不可能に近かった。それだけに高祖は後者を探択せざるを得なかった。しかしその線にそって所期の目的を十全に達成しようとするれば、必然的にその改革は単に内朝、尚書省、州鎮等の改組といった官制面での改革にとどまらず、従来の北魏社会における政治、社会、文化全般の変革を必要とする根本的改革に及んでいく。そして、それは遷洛という形にもっとも象徴的に現われる。それ故、事は従来の制度の踏襲を前提として達成されるようなものではなかった。内朝改革はその大きな変更の官制面での頂点にあっていたのであり、それだけに政治組織の全般的改革に対応するためには、北族、漢族といっ

た民族の枠組をこえて、漢人をも近侍官として広く任用するという形で内朝自体も全面的に改組される必要があった。その結果北族起源の内官は廃止され、その内朝での空隙をうめる形で整備された門下省に、中書省にあって中国化をめざす改革のブレインとなっていた漢人士大夫が遷ったのである。

さて、いま右で北族起源の内官の空隙をうめる形で門下省が整備されたと述べたが、次にそれを改革より前の内朝（北族起源の内官と門下省の諸官）がもっていた職掌が改革より後の門下省の職掌となっていたことを通して見てみよう。

まず改革より前の門下省の職掌についてであるが、そうち若干のものについては前節において北族起源の内官の職掌との関連で述べた。しかし改革より前の門下省には北族起源の内官がもたない職掌もある。いまそれについて見てみよう。

薛提伝（卷三十三）に、世祖のころの薛提について、
徵為侍中、治都曹事。

とある。ここに見える都曹とは尚書都省を指し、中国歴代には例を見ない北魏独特の呼称である。⑥右の薛提伝に見えるような記載は他にもかなり見受けられるのであるが、このことは当時の侍中が何らかの形で尚書都省に介入し、大政に参与していたことを推察せしめる。また、古弼伝（卷二十八）には、古弼について、

世祖即位。（中略）進為侍中吏部尚書、典南部奏事。

北魏の内朝

とあって、恒常的なものかどうか疑問は残るが、侍中が尚書の奏事を見ていたことを示している。

次に改革より後の門下省の職掌についてであるが、それには尚書等の奏事に参決すること（卷九肅宗紀、熙平二年八月丁未の条等参照）、駁奏を行うこと（卷四十一源懷伝等）、詔書の作成に関与すること（北史卷四十七陽休之伝等）、特命（軍隊監察と地方巡撫等）を受けて使者となること（卷五十八楊昱伝、卷七下高祖紀太和二十一年正月己亥の条等）、大政に参与すること（卷二十一元勰伝等）等があり、改革より後の門下省が極めて枢要な位置にあったことを知ることができる。通典卷二十一、職官三、門下省の条に、北魏の門下省について、

後魏尤重。

とあるが、これは蓋し改革より後の門下省について述べたものであろう。なお、王遵業伝（卷三十八）には、肅宗のころのことを伝えて、

時政歸門下。世謂侍中黃門為小宰相。

と見え、門下の枢要ぶりを伝えている。

以上述べてきたことをふまえて、北族起源の内官、改革より前の門下省、改革より後の門下省の主要な職掌を整理列挙すれば次のようになる。

(一) 北族起源の内官

北魏の内朝

(a)詔命の出入 (b)天子の日常の下問に答える (c)列曹や州鎮の監察

(一) 改革より前の門下省

(a)詔命の出入 (b)天子の下問に答える (c)大政への参与 (主に侍中) (d)奏事を典すること?

(二) 改革より後の門下省

(a)尚書等の奏事に参決すること (b)駁奏を行うこと (c)詔書の作成に関与すること (d)特命(軍隊監察と地方巡撫等)を受け使者となること (e)大政に参与すること

かくて改革より後の門下省は改革より前に北族中心に運営されていた内朝のもつ職掌の大部分を受継ぎ、中書省のもつ詔草権にも関与する整然とした中央の最も枢要な官衙となったのである。(改革より前の内朝のもつ職掌のうち門下省に移らなかったものとして百官の非違糾察権があるが、それは御史台に移された。(3)なお、こうした門下省のあり方はそのまま北魏の後を受けた北齊に受継がれている。

結 び

従来学界では北魏の中央官制がもつ異民族的性格についてあまり取り上げられることがなく、たとえあったにしても北魏前期に若干の非中国的官職が見えるといった指摘程度にとどまっている。(10)本論文ではこのような非中国的官職をでき

得る限り検索し、それらが北族起源のものであり、かつその大半が内官であることを明らかにした。

次に北族内官と本来中国的官衙である中書省や門下省との関係を追求して、北魏前期、漢人の就官者の多い中書省の諸官に対し北族内官による大きな掣肘が加えられていたこと、門下省が北族中心に運営されていたことを論じた。

さらに華北統一後、漢人の事務能力が必要とされたことに伴う内朝への漢人進出、内朝の組織の肥大化に起因する行政の遲滯現象の存在といった当時の社会的実態に鑑み、高祖が北族中心の内朝を廃止したこと、それに伴って、従来北族起源の内官と北族中心に運営されていた門下省の諸官とがもっていた職掌を門下省が整備した形で受継ぎ、整然とした中央における最も枢要な官衙として極めて強化されたこと、またそうした門下省が中国的に運営されるようになったことを述べた。

なお、高祖の内朝改革を見ると彼はこの改革によって北族を内朝から排除せんとしたかに見える。しかしそれはその本意ではなく、彼は窮極的には、当時の北魏がおかれていた状況をふまえて北族に対し彼らが中国的な教養を身につけた支配者層に転身することを望んだのである。元羽伝(卷二十一上)に、遷洛後のこととして、

高祖引陸叡・元贊等於前曰。北人每言、北人何用知書。

朕聞此、深用無然。今知書甚衆。豈皆聖人。朕自行礼九年、置官三載。正欲開道兆人、致之礼教。朕為天子、何阪中原。欲令卿等子孫、博見多知。若永居恒北、值不好文主、卿等子孫、不免面牆也。陸叡対曰。美如明詔。金氏（金日磾）若不入仕漢朝、七世知名、亦不可得也。

高祖大悦。

とある。これは右に述べたことを証するに足ろう。

以上論じて来たことから高祖による内朝改革は、高祖の諸改革の狙いが集約的に表現されたものであり、北魏という王朝のそれまでの支配のあり方を根本から変質せしめ、かつ、その後の内朝のあり方を決定づけたという点で北朝史上画期的な意義をもつものということができる。⑰

注

- ① たとえば、鄭欽仁氏「北魏中侍中稿―兼論劉騰事件」（食貨復刊第二卷第六期、一九七二年所収）参照。
- ② 鄭欽仁氏『北魏官僚機構研究』第二編、中散官（牧童文史叢書十一、牧童出版社刊、一九七六）参照。
- ③ 小論「北魏の御史」（九州大学東洋史論集五、一九七七）参照。
- ④ 鄭欽仁氏前掲書、第一編秘書省参照。
- ⑤ いままで見てきた北族起源の諸内官への就官者の大部分
北魏の内朝

は北族である。この点については前掲の小論において若干述べておいた。いまそれを補う意味で筆者が検索し得た三郎就官者を記すと以下のようになる。（十二例、いずれも北族。）(1)元大頭（卷14）、(2)樓安文（卷30）、(3)豆代田（卷30）、(4)豆求周（卷30）、(5)周豆（卷30）、(6)陸真（卷30）、(7)陳建（卷34）、(8)伊馥（卷44）、(9)和其奴（卷44）(10)費于（卷44）、(11)婁提（卷87）、(12)元貸毅（墓誌集釈、図版61、元保洛墓誌）

⑥ 嚴耕望氏「北魏尚書制度考」（歴史語言研究所集刊、第十八本、一九四八年所収）参照。

⑦ 当時の給事中は内官であると考えられる。（卷二十八古弼伝、卷九十一李修伝等参照。）その給事中について、陸真伝（卷三十）に、世祖のときのこととして、「（陸真）遷給事中、縮太官曹。」とあり、陸倕伝（卷四十）に、太宗のころのこととして、「太宗踐阼。（陸倕）拜侍郎、遷内侍、襲爵関内侯。転龍驤將軍給事中、典選部・蘭台事。当官而行、無所屈撓。」とある。このような記事は魏書の他の個所にもかなり見受けられるが、これは当時給事中が恒常的に諸曹を「典」していたことを推測せしめる。ところで、尉元伝（卷五十）に、世祖のときのこととして、「（尉元）稍遷駕部給事中。」とあり、楊播伝（卷五十八）に、高祖の初めのころのこととして、「（楊播の父の楊懿）徵為

選部給事中。」とある。(ここに見える駕部、選部はそれぞれ尚書省の一分曹である。) 駕部給事中、選部給事中はそれぞれが一言職名と考えられる。(この点に関しては本論で後述する。) ではそれらは一体どのようなことをその職掌としていたのであろうか。呂文祖伝(卷三十)に、呂文祖について、「頭祖以其勲臣子、補龍牧曹奏事中散。以牧産不滋、坐徙武川鎮。(中略) 転為外都曹奏事中散。」とある。これは中散が龍牧曹や三都曹の査察に任じていたことを記す記事と考えられるが、これをさきに見たところと合わせ考えた際、駕部給事中、選部給事中は、それぞれ給事中がそれぞれの曹を「典(査察)」していたことを示す官職名であるとされよう。なお、給事中就官者を列伝等の記載から検索してゆくと、その大半が北族であることに気がつく。(もっとも頭祖や高祖の時代には漢人就官者がかなりいる。この点については本論で後述する。) つまり当時の給事中は中国的官名ではあるが、北族起源の内官と実質的に大差ない存在であったと考えられる。以上のことは魏書に頻見する給事という官についてもあてはまる。

⑧ 南齊書卷五十七魏虜伝に、「魏虜、匈奴種也。姓托跋氏。」とあり、当時拓跋鮮卑⇨匈奴種という理解が存在したことを伝えている。つまりこの王融伝中の匈奴は北族を指すと考えて間違いない。

⑨ 鄭欽仁氏『北魏中書省考』(国立台湾大学文史叢刊の十
四、一九六五) 参照。

⑩ 内田智雄氏は「訳注 魏書刑罰志」の中でこの個所を「
宮中から墨書の詔書を出すこととした。」と訳されている。
(内田智雄氏編『訳注 中国歴代刑法志』二〇三頁)

⑪ 北魏の初めから太和十五年十二月門下省の改組が行われ
るまでの間に侍中に就官したものを左にあげる。ただし、
地方官が本官で侍中を加えられているものは除外する。()
外は外戚を、Ⓢは宦官を示す。

杜超(卷4下真君四年四月条、外)、乙渾(卷6和平六年
五月条)、元孔雀(卷6天安元年正月条)、元目辰(卷14
)、元丕(卷14)、元忠(卷15)、元他(卷16)、元翰()、
卷18)、元譚(卷18)、元雲(卷19中)、元猛(卷20)、
元禧(卷21上)、元幹(卷21上)、元羽(卷21上)、元雍
(卷21上)、元詳(卷21上)、元勰(卷21下)、穆觀(卷24
崔宏伝)、長孫嵩(卷25)、長孫頴(卷25)、長孫道生()
卷25)、長孫觀(卷25)、尉眷(卷26)、穆崇(卷27)、
穆乙九(卷27)、穆忸頭(卷27)、穆真(卷27)、穆寿()
卷27)、穆平国(卷27)、穆亮(卷27)、穆吐(卷27)、
古弼(卷28)、張黎(卷28)、奚拔(卷29)、安原(卷30
)、樓毅(卷30)、劉尼(卷30)、于洛拔(卷31)、屈垣
(卷33)、屈道賜(卷33)、谷渾(卷33)、薛提(卷33)、

和匹(卷33薛提伝)、盧魯元(卷34)、陳建(卷34)、元仙徳(卷34陳建伝)、崔浩(卷35)、陸暹(卷40)、陸定国(卷40)、陸叡(卷40)、陸雋(卷40)、源思礼(卷41)、羅結(卷44)、羅斤(卷44)、伊跋(卷44)、乙乾帰(卷44)、和其奴(卷44)、荀頽(卷44)、尉元(卷50)、尉羽(卷50)、韓茂(卷51)、劉昶(卷59)、杜鳳皇(卷83上、外)、閻毗(卷83上、外)、閻紇(卷83上、外)、常英(卷83上、外)、馮熙(卷83上、外)、馮誕(卷83上、外)、馮修(卷83上馮誕伝、外)、李蓋(卷83上李惠伝、外)、王叡(卷93)、趙黑(卷94、外)、張祐(卷94、外)、抱嶷(卷94、外)、苻承祖(卷94、外)

以上の侍中就官者のうち外戚と宦官とを除けば漢人は張黎、谷渾、崔浩、韓茂、劉昶、王叡のわずかに六名となる。このうち劉昶は南朝からの亡命者であり、張黎、谷渾、韓茂、王叡はいずれも氏素姓の知れないものたちばかりである。つまり魏書の記載に拠る限り、この時期の侍中就官者のうち真に華北の漢人士大夫と呼ぶに値する人物は崔浩のみということになる。以上のことは当時の門下省における北族の絶対的優位性を示している。なお、右で個々の侍中就官者が北族であるか漢人であるかを判断するにあたっては姚薇元氏の『北朝胡姓考』(北京、科学出版社、一九五八)を参考にした。(侍中とならび門下省の重要な官であ

北魏の内朝

る給事黄門侍郎についてもここで取り扱うべきであるが、紙数の都合でそれを別の機会に譲る。)

⑫ これらの人物が北族であることについては来大千伝(卷三十)、姚薇元氏前掲書一八一頁参照。

⑬ 当時北魏には南部大人、北部大人が「変身」したものと考えられる北魏独特の南部尚書、北部尚書という国政上重要な官があった。これらの官は高祖の改革によって廃止されたのであるが、このことは筆者の考えをささえよう。(南部尚書、北部尚書については嚴耕望氏の前掲論文参照。)

⑭ この反乱の概要については、元丕伝(卷十四)、穆泰伝(卷二十七)、于烈伝(卷三十一)等参照。

⑮ 改革は中書省にも及んでいる。それは新たに中書舍人が設けられたことである。それ以後中書省中枢部にある諸官(中書監、中書令、中書侍郎等)の権限は徐々に中書舍人によって奪われてゆく。この点については注⑨に引いた鄭欽仁氏の論考参照。

⑯ 中国においては近年鄭欽仁氏が北魏官制における異民族の性格に関する労作(前掲北魏官僚機構研究)を発表されている。小論も氏の論著より教えられる所が多々あった。

⑰ 周知の如く現行本魏書には既に散佚して魏収の原文を伝えない卷がかなりあり、これらの部分は北史等によって校補されている。筆者は本論文執筆にあたって校補の部分を

北魏の内朝

採った際も出典はすべて魏書と記した。それはあくまで記述の繁雑さを避けるためである。また、魏書には附伝の形で記載されている人物の伝が極めて多いのであるが、附伝もまたそれを本人の伝とした。その理由は右と同じである。